

## 原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 29 年 12 月 26 日  
原子力防災会議幹事会

## 1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものである。

今般、近年の防災対応・訓練から得た教訓事項や、平成 29 年 7 月の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて改訂を行う。

## 2. 主な改訂事項

- (1) 平成 29 年 7 月の原子力災害対策指針の改訂を踏まえ、警戒事態に該当する事象を見直したこと  
  
例) 改正前の原子力災害対策指針においては、立地道府県において震度 6 弱以上の地震が発生した場合に警戒事態に該当することとされていたところ、立地市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合に改められたこと
- (2) 各機能班において、緊急時に的確に対応ができるよう、平素から訓練等を通じて、班内の体制や対応方法や手順等について点検・充実を図ることの明確化を図ったこと
- (3) 人員が不足する場合や対応が長期化した場合等に備えてあらかじめ参集要員の代替要員を確保することの明確化を図ったこと